

第86回原状回復対策協議会

と き：令和4年11月19日（土）

午後2時20分から

ところ：二戸地区合同庁舎大会議室

1 開会

○伊藤主事

定刻になりましたので、ただ今から第 86 回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会いたします。私は、本日の進行役を務めます、廃棄物特別対策室の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 12 名中 11 名の御出席をいただいておりますので、設置要領第 5 条第 2 項の規定により会議として成立していることを御報告します。(定足数 2 / 3 を満足) なお、「笹尾委員・颯田委員・高嶋委員・中澤委員・藤田オブザーバー」の計 5 名は、オンラインによる参加です。

2 あいさつ

○伊藤主事

それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の福田から一言御挨拶を申し上げます。

○福田部長

環境生活部長の福田でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。皆様御存知のとおり、この県境産廃については平成 11 年に事案が発覚し、平成 14 年に原状回復に着手して以来、実に 20 年もの歳月を経たところではありますが、関係者の皆様の粘り強い努力によって、ようやく原状回復の完了が見えてくるまでになりました。齋藤委員長を始め関係者の皆様に改めて敬意を表したいと思っております。

この事案は既に多くのレガシーを残しておりまして、国レベルでは特定産廃特措法の制定、県レベルでも産廃税や事前協議制の導入などが挙げられるところです。一方で更に視野を広げて廃棄物行政全般で捉えた場合には、例えば家庭ごみの有料化といった課題にも繋がるものと考えております。そのような中、本日の会合では原状回復の状況を御確認いただくほか、今後の事案伝承や跡地活用に向けた新たな検討体制についても御議論いただきたいと考えております。限られた時間でございますが、忌憚のない御意見を頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 報告事項

- ア 地形整形の進捗状況について
- イ 令和 4 年度水質モニタリング結果について

(2) 協議事項

- ア 汚染土壌・地下水浄化対策に係る技術的評価の終了について
- イ 原状回復対策協議会等のあり方について

(3) その他

○伊藤主事

それでは、議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、CO2 測定器を設置しております。一定の濃度になりましたら適宜事務局で換気しますので御了承願います。

さて、当協議会の議事進行は、設置要領第4条第4項の規定により、委員長が行うことになっておりますので、ここからは齋藤委員長に進行をお願いいたします。齋藤委員長、よろしくをお願いいたします。

○齋藤委員長

それでは議事に入りたいと思います。

今日、現地視察ということで、こんなに平らで広いエリアだったかというのが率直な印象です。20年以上前にごみが捨てられ地形が変わり、何よりも入ったらこの悪臭ということでまさに不法投棄の現場というそういう思いを強く感じました。そして今日、地形整形がかなり進んだということで、岩手県の端から青森県側に視界が開けてまさに広大な土地という印象を強く持ちました。この協議会が出来てからも20年、よくぞここまで来たというのが率直な感想です。今日は最終の前の協議会という事で、特に土壌浄化の件について皆さん方の御確認いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは報告事項アの地形整形の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○田沼主査

それでは資料の1を御覧ください。御報告させていただきます。

午前中、現場視察に御参加いただいた委員の皆さまには、重複する内容となりますが、お付き合い下さい。リモート参加ならびに現場視察をされていない皆さまには、本日配布の資料の写真は、11月5日頃までの現場状況であり、今日現在におきましても現場は最終仕上げの土工作业を主とした工事を行っているところであります。

前回7月開催の協議会の頃より工事を着手しました場内中央部建物の解体撤去工事は9月で終了しております。その後、土工工事が主体の地形整形工事においては、資料の1頁目で赤く囲った3項目でございます。一部施工が残っているものもございしますが、積雪前の12月中には工事を終えられる目途が付いたところでございます。この地形整形工事では、原状回復事業におきます本県の「実施計画」のなかで、汚染水拡散防止対策の項目がございます。その3つ目に「長期的対策」という文言としまして、表流水が東側に流下するよう県境を概ねの頂点とし、東側に次第に低くなるよう地形整形等の措置を講じるという表現がございます。これまで表流水の処理方法や、工作物の残置及び地形形状など土壌委員会並びに本協議会委員の皆さまの御助言・青森県さまの御理解も得ながら進めてきたところでございます。また、現場全体で掘削と盛り土の土量バランスも取りつつ、実施計画にあります「県境を概ねの頂点、東側にしだいに低くなるよう」という表現を満足するように実際の県境からは若干、東側にずらした資料1-1の左側赤く点線を引いた部分を南北方向に走る頂点を

設置し、これを尾根とし降雨等で生ずる大半の表流水は岩手県側に流れるよう整形をしております。

その他の整形状況については、資料 1－2 以降の写真を御覧になりながらお聞きください。現地は概ね実施計画に近い状態で整形を終えております。整形での課題としまして、表流水の排除処理がございます。場内の西側の県境に設置してありました鋼矢板の地上露出部は撤去、岩手側地下水の青森県側への流下を遮水する目的から、地中部分はそのまま残した状態で残置しております。西側の県境部では盛土により生じる法面及び地上露出していた鋼矢板が無くなったことにより、表流水の一部ですが青森県側に流れてしまうところではあります。しかし、盛土小段のところに敷設したU字側溝により、流れ来る表流水を一度捉え、且つ南方向に流し水路を東に折ったうえで、掘割状の大きな断面をもつ流路により、この流水を東方向に向け流末とします南調整池に導き、排水するようにしております。

くぼ地、急斜面への対応でございます。これまで浄化対策のため汚染土壌を掘削除去したことにより、場内北側の区域では角度がきつい斜面やくぼ地が生じておりました。この掘削斜面を土盛りにより斜面の角度を緩くし、また、くぼ地は埋立てし整形を終えております。場内全域で法面の崩れが予見される箇所については、種子散布により法面保護工を行い仕上げております。状況につきましては写真を御覧ください。

残り約1カ月の中で、後片付けまでを含めての作業が終えられる目途も付けたところで、本日の現地視察、協議会となっております。今後、残された課題がございますが、これまで対策技術検討委員会、原状回復協議会、ワーキンググループの構成員の皆さまからの御指摘、御助言並びに御理解を頂いたことにより、地形整形も概成になったことにつきましては、大変ありがとうございます。また、不法投棄物撤去から水質浄化、そして地形整形に至りましては、この現場で苦勞されながらも完了まで施工していただいた、調査及び工事等の受注者・作業員が多数おられます。この方々の御尽力があったということも、忘れないでいただきたいということで私の地形整形の状況についての報告を終わります。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。現地に行かれた方はこの写真の実際の状況を歩いて御覧になった通りでございます。リモートで御参加の委員の方々も写真等で状況を御理解頂ければと思います。完全には終わっていませんが、ほぼこの形での対応が終わって最終的に12月までに完了するという事を私達も拝見して参りました。御意見御質問がございましたら、お願いしたいと思います。リモートで御参加の委員の方々いかがでしょうか。

○中澤委員

東側に自然表流水が流れる予定になっていますが、管理棟の方からあるいは植栽実験を行った方からはどちらの方向に表流水が流れるようになっていますか。

○田沼主査

資料1－4の写真の真ん中上の写真は水路を設置する前の地形の部分ですが、先程の御質問の植栽試験を行った箇所からとなりますと、写真で言えば右側の部分から水が入りま

して、流路の中に入ってそれが東方向に流れていくように地形整形をしております。あと、管理棟があった場所につきましても同様に流れ込むように地形整形しております。

○齋藤委員長

南調整池に向かうメインの排水路に流れ込むような傾斜がついていることだと思いますが、中澤委員いかがでしょうか。

○中澤委員

その場合、南側の分水嶺はどこからなのでしょう。

○田沼主査

明確な分水嶺は存在しないのですが、基本的には1-4頁の写真にあります右側の方から南方向の表流水は拾うように地形を形作っております。

○中澤委員

南側で埋められていた廃棄物を撤去した区域の自然水が全て北側に流れていって、流路から南調整池に入ると考えてよろしいですか。

○吉田主任

中澤委員が御質問されている場所というのが、1-1頁目左下の管理棟解体撤去完了と書かれた辺りかと思いますが、今お話しされているのはそれより南の部分という主旨でしょうか。

○中澤委員

管理棟よりもっと南側の地区でも廃棄物があつて、汚染土壌を撤去した記憶があります。

○吉田主任

はい。この写真上で③と示している管理棟の下側には廃棄物が埋められておりませんでしたので、そこは該当しません。

○中澤委員

私の記憶違いだったかもしれません。汚染土壌の浄化を行ったのがこの辺りだった気がしたのですが。

○吉田主任

御指摘の件ですが、管理棟の南の部分は過去に廃棄物の掘削除去をしている際には非汚染土壌など土とごみが混ざった状態の物だとか、分別し終わった後の土を一時的に置いていたことがございました。その際には遮水シートを施した上で作業しておりましたので、地下には影響は出ておりません。

○齋藤委員長

よろしいですか。要するに汚染地域の水は全てこの排水路に入り、管理棟のさらに南の方について言えば汚染はされていないということだと思いますが、中澤委員いかがでしょうか。

○中澤委員

はい、わかりました。

○吉田主任

ありがとうございます。

○齋藤委員長

他に御質問等ございませんか。高嶋委員いかがでしょうか。

○高嶋委員

特にございません。

○齋藤委員長

笹尾委員はいかがでしょうか。

○笹尾委員

特にございません。

○齋藤委員長

よろしいでしょうか。まだ、植生上は十分に回復しておりません。現状で言えば強い雨が降れば、土壌等が流出しないかという事が気になりましたが、先月以前に吹き付けたところは草木も生い茂って、おそらく安定した形になるのではないかという印象を受けて参りました。整形の状況よろしいでしょうか。

○委員の方々

はい。

○齋藤委員長

ありがとうございます。それでは次に報告事項イの令和4年度水質モニタリング結果について、事務局お願いいたします。

○吉田主任

それでは資料2、令和4年度水質モニタリング結果について御説明します。今年度の水質モニタリング結果についての資料でございます。2-1頁目左側1の計画でございますが、今年度のモニタリングの計画は、昨年度の第84回原状回復対策協議会で御承認いただいた内容でございます。御承認の計画通り実施しておりますので、内容については割愛させていただきます。

右頁、2の結果から御説明させていただきます。まず、1,4-ジオキサンについての測定結果でございます。結果は表2のとおりで、環境基準超過はございませんでした。既に皆様に御説明のとおり、イに記載されておりますパワーブレンダー工法を施工した下流部においては毎月測定しているところもございますが、こちらも環境基準超過はなく、周辺への汚染拡散も確認されておられません。なお補足ですが、ウに記載されている令和5年度及び6年度も水質モニタリングを継続予定でございまして、その際に環境基準超過等が確認された場合は速やかに対応等検討することにしております。こちらの内容については11/7の汚染土壌対策技術検討委員会でも同じ内容で御説明させて頂き、承認を頂いております。表2の赤の矢印で記載しているとおり、前回の協議会で6月までの結果を御報告しておりましたので、それ以降の7月～9月は今回新たに御説明する内容となります。ジオキサンについては

以上でございます。

続きまして2-2頁目は、今年度年一回全項目の分析を行うとしていたものでございます。表3のとおりですが、周辺表流水および調整池については御覧の通り環境基準超過はございませんでした。地下水については2項目、総水銀がイー9、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がイー19という井戸で超過しておりますが、その原因については過去の協議会でそれぞれ自然由来及び施肥由来ということで御承認を頂いておりますので、御報告いたします。

最後の2-3頁目はそれぞれの井戸や水質調査地点を図示したものですので、必要に応じて御覧頂ければと思います。

以上、令和4年度モニタリング結果について環境基準等問題がなかった事を御報告いたします。以上でございます。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。1,4-ジオキサンについては全て環境基準以下ということで、有難い事だと思います。全項目については総水銀と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2地点ありますが、こちらは随分前から議論させて頂いたところで、どちらも自然由来と考えるべきであろうとなっておりましたので、これ以外は全てクリアと大変有難い結果だと思います。御質問等ありましたら、お願いします。

○中澤委員

ジオキサンの濃度ですが、地下水に関しては全て環境基準以下ですが、イー9が2-1頁の表2では5月以降のデータではいずれも0.03とか0.02と出ていますが、イー9の地点のジオキサン濃度はこれ以前もずっと0.03や0.02くらいの濃度を保っていて、あまり大きな変化は無いですか。

○齋藤委員長

いかがでしょうか。

○吉田主任

はい、イー9のジオキサンの推移について御説明します。過去にこのイー9という場所はジオキサンが環境基準を超えていましたので、一時期揚水を行い、水処理して放流しておりました。その後環境基準を下回りまして、浄化終了判断基準に基づいて基準以下であることを確認してから、揚水を止めた経緯でございます。詳しくは後ほど資料3で生データを記載しておりますのでそちらを御覧頂ければと思いますが、こちらの井戸は環境基準を下回っており、一年半以上このような状態が続いております。

○齋藤委員長

中澤委員、いかがでしょうか。

○中澤委員

はい。他の所に比べれば環境基準以下でも高い数値ですが、このような値で継続して推移しているということで、更に濃度が高まるリスクは無いと考えてよろしいわけですね。

○齋藤委員長

いかがでしょうか。

○吉田主任

上昇傾向は確認されておられませんので、このまま推移すると考えております。

○中澤委員

はい、わかりました。

○吉田主任

ありがとうございます。

○齋藤委員長

令和5年、6年の2年間については水質チェックを続けるという事で、例えば水質アドバイザーについては次回までに事務局で案を出していただくという事でよろしいですか。

○田村課長

はい、委員長から御指摘のあった通り、来年度と再来年度に水質モニタリングを実施することとしておまして、万が一異常値が出てきた場合に相談できるアドバイザーを設置する予定としております。実際に皆様にどなたが良いか伺いたいところではありますが、基本的には事案をよく御承知の方から2名ほど選定させていただければと思っています。

○齋藤委員長

よろしいでしょうか。

○生田委員

そのアドバイザーは県の方でどなたかを考えていますか。それとも、こちらで推薦してもよろしいと考えていますか。

○田村課長

選定するのは県ですが、どなたが良いかという御意見は頂きたいと思っております。

○生田委員

そうですか。その意見は今でもよろしいですか。

○田村課長

よろしいです。

○齋藤委員長

御意見があればどうぞお願いします。

○生田委員

よく事案を御存知の方ということですので、私市民としてもそれが一番安心できる部分であります。今まで一生懸命やってくくださった、事案を事細かに知っていらっしゃる委員長であるとか、築田委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○田村課長

貴重な御意見ありがとうございます。御意見を踏まえながら決めさせていただきます。

○齋藤委員長

すみません。私も名前を出されたので、20年間の協議会で一応ある意味では終息宣言と

いうところまでいけるとするならば、責任を取らなければならないのかなと思ったりしております。御推薦があればやぶさかではなく、と思っておりますので、正式には県の方から御提案頂ければと思います。よろしいでしょうか。

他に御質問、御意見ございませんでしょうか。リモートで御参加の委員の方々よろしいですか。

それでは、協議事項に移ります。(2) 協議事項のア「汚染土壌・地下水対策に係る技術的評価の終了」について、11月7日に土壌委員会が開催された結果ですので土壌委員会副委員長の築田委員から御説明をお願いします。

○築田委員

はい。資料3、汚染土壌・地下水対策に係る技術的評価の終了について、汚染土壌対策技術検討委員会の副委員長である私から説明したいと思います。

11月7日に第37回汚染土壌対策技術検討委員会が開催されまして、その際事務局から、令和4年8月の水質測定結果をもって、場内対象井戸全てについて、1,4-ジオキサンに係る浄化終了判断基準を達成したことについて説明があったところです。具体的な達成状況については3-2頁の表を御覧ください。場内の井戸それぞれについて、浄化終了判断基準における6ヵ月間の浄化継続期間及び1年間のモニタリング期間をいつ実施したかが記載されております。更に、3-3頁と3-4頁にはそれぞれの井戸の生データが記載されておりますので、別途御覧いただきたいと思っております。

今般、1,4-ジオキサンによる汚染土壌・地下水対策について、土壌委員会にて協議した結果、これらの対策は適切に終了したことを了承し、併せて、土壌委員会の設置目的である「汚染土壌・地下水対策に係る具体的手法等に関する技術的評価」をすべて終了したという見解に至りました。土壌委員会としてここに御報告申し上げたいと思っております。

なお、3-5頁は、汚染土壌対策技術検討委員会における主なこれまでの協議内容を整理したものです。平成19年2月に第1回委員会を開催し、以降、本年11月7日の第37回まで不法投棄廃棄物の全量撤去や揮発性有機化合物(VOC)による汚染土壌及び地下水対策など様々な課題について技術的検討を重ねてきたところです。これまでの土壌委員会の委員長を始めとする関係各位の御協力に感謝申し上げます。説明は以上です。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。土壌委員会の見解を御報告いただきましたが、表と図面を初めて御覧になった方もいると思っておりますので、少々時間を取ります。図面等を眺めたうえで御質問や御意見を承りたいと思っておりますので、少々時間を取りますのでよろしくお願ひします。

(資料閲覧時間)

○齋藤委員長

従来の注水及び薬液注入等については浄化継続期間が6ヵ月、そしてモニタリング期間が1年間というこの年月でクリアしていることが確認されました。中々進まなかった6ヶ

所についてはパワーブレンダー工法という強制的に土壌をかきまわして酸化させるという形で、これについては特にモニタリング期間を設けることはしないで浄化と評価してよろしいとして、全ての地点について浄化が完了したという土壌委員会の判断だと思えます。御質問、御意見をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

中澤委員、いかがでしょうか。御質問、御意見ございませんか。

○中澤委員

私は土壌委員会のメンバーで事務局から説明を受けましたので、浄化がすべて終了したという事に納得しました。

○齋藤委員長

ありがとうございます。笹尾委員いかがでしょうか。

○笹尾委員

はい。質問は特にございません。

資料の表1ですが、終了の4か月前にこういう綺麗な浄化完了の印が付いた資料を見られて安心しておりますし、携わった方々に感謝を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

○齋藤委員長

ありがとうございます。高嶋委員は何かございませんか。

○高嶋委員

はい。確かに確認いたしました。

○齋藤委員長

颯田委員はいかがですか。

○颯田委員

中澤委員と同じで、土壌委員会でデータはしっかりと見させていただいて、技術的な対策は完了した事を理解し納得しております。よろしくお願ひします。

○齋藤委員長

ありがとうございます。会場で御参加の委員の皆様は御質問、御意見ございませんか。地元二戸市として市長いかがでしょうか。

○藤原委員

はい。各委員の方々、関わって頂いた皆様に深く感謝を申し上げる次第です。今日、現場に行ってみて、委員長が仰ったとおり、最初は目も開けられないような悪臭がする状況でありましたが、様々な撤去作業が始まりまして、平成26年度過ぎに知事さんが搬出の最後のトラックを見送ってございました。それから地中からジオキサンや様々なものが出てきて、よくここまで綺麗にして頂いたなと深く感謝を申し上げる次第であります。

土壌の浄化の件については地形も変わりましたが、臭いもなくこの状況でよくぞここまでと思っております。産廃特措法が終わる今年度までにここまでこぎつけていただけたのだな、と思えます。

○齋藤委員長

生田委員。地元市民代表としていかがでしょうか。

○生田委員

私もしばらくぶりに現場に行き、状況が全く変わりました、委員長や藤原委員からもお話がありましたように、あのひどい現場からこの状況を想像できなかったです。ごみが片付いてこんなに広がったのかなと感慨深いものがございました。この浄化終了の判断ということで、事務局が作成した表を見ましても、今まではカラーで基準を超えている箇所がありましたが、こんなに真っ白でこれは本当に完璧に浄化が終了したのだと感慨深いものを感じます。これにつきましては、専門家達の英知を結集してこのような状況に至ったと思いますので、感謝申し上げたいと思います。

不法投棄の廃棄物の撤去というのが、平成26年の3月に行われました。その時はごみが全量撤去されてなんて幸せなんだろうという思いでいっぱいでしたが、その時はまだ地下水ですとか土壌の浄化の仕事がまだ残っていたわけで、それからVOC汚染による土壌の浄化や地下水の浄化を行い完了されたのが平成28年の7月でした。これで本当に良かったと思っていましたが、まだ1,4-ジオキサンが残っていたところ、専門家の方達が色々考えてくださって浄化に至ったことは嬉しく思います。関わった皆さんに感謝したいと思います。

○齋藤委員長

ありがとうございます。山本委員いかがでしょうか。

○山本委員

はい。土壌委員会の皆様の方針に異議はございません。これまでも土壌委員会の様々な検討結果そして、大胆かつ様々な緻密な対応策というのは成果をずっと得て参りましたので、信頼して見ておりました。今回の結果については申すことなしです。

○齋藤委員長

山本わか委員、いかがでしょうか。

○山本（わ）委員

先程現場を見て、崩れない地形の角度とか、大雨による崩れない対策とか細やかな所にも対策を練って対応しているなど感心した次第です。委員長が仰られたようにパワーブレンダー工法が優れた効果を表していると実感しました。それにしても平らになっており驚きました。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。土壌委員会の御提言もありました原状回復対策協議会として土壌浄化については完了ということをお承りいただけますでしょうか。

○委員の皆様

はい。異議なしです。

○齋藤委員長

ありがとうございます。特措法施行後 10 年の内に撤去はしました。加えて、VOC の浄化についても予定通り実行できました。ところが、この 1,4-ジオキサンについて環境基準対象の物質として途中から加わったわけで、些か後出しじゃんけんではないかという思いがしました。これについてはどう浄化するかという技術的な方策、水に溶かしたり薬剤を注入ということで頑張ってきたわけですが、これも土壤委員会の先生方を始め、協議会の委員の方々にも知恵を絞って頂いて 10 年延長になりました。今年度で浄化完了というところまで到達できたことに、委員長からも皆様に深い感謝の意を表したいと思えます。残念ながら、途中で病に倒れた方もございました。皆様方の御尽力の賜物ということで、本当に有難く思っております。県の対策室の方々には、このような原状回復対策協議会というところで地元意向や住民達の思いを納得のうえで全ての作業を進めているということで、対策室の方々始め県の多くの方々には大変御足労をおかけしました。住民と県が一体となつてのこの作業で御苦労をおかけしたと思えます。ありがとうございました。現場で対応して下さる企業の方々、新しい技術開発パワーブレンダー工法についても、技術革新の下でここまで対応が進んできました。当初から私も、行政だけでは対応できないこの問題について企業の社会的な存在価値というものを大いに考えていただいて、損をしない程度にと御尽力頂きたいとお願いして本当に頑張っていたと思います。ここまで来られたことについては、この厳しい現場で実作業に当たった作業員の方々も含めて御礼を申し上げたいと考えています。本当にありがとうございました。

今回 86 回、20 年以上にわたって私達の現場で協議するという足で運んでいただきました。次回の 87 回で一つの区切りになろうかと思いますが、本当に長い間御足労をおかけしたと感謝申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

それでは換気の為、5 分間の休憩としたいと思います。

(換気休憩)

○齋藤委員長

それでは次に、(2) 協議事項イ、「原状回復対策協議会等のあり方」について、事務局から説明をお願いします。

○田村課長

資料 4 を御覧ください。資料 3 で御協議いただきましたとおり、現場内の汚染土壌・地下水対策が終了したところでございます。資料 1 や現場でご説明しましたとおり、年内 12 月中には地形整形も終了する見込みです。資料 4 右頁の一番上の囲みで「青森・岩手県不法投棄現場の原状回復対策協議会設置要領(抜粋)」を記載しておりますが、この協議会の設置目的を達成できることとなります。これらの事を受けまして、資料 4 では現場の原状回復が無事終了したことを広く周知すること、更に原状回復対策協議会、汚染土壌対策技術検討委員会及びワーキンググループのあり方について協議させていただきます。

まず、1 の「原状回復宣言」ですが、来年の令和 5 年 2 月に開催を予定しております第 87

回原状回復対策協議会におきまして、不法投棄、廃棄物の撤去が完了し、汚染土壌・地下水対策が完了し、そして地形整形が完了したこと、すなわち現場が原状に回復されたことにより地域の安心感を醸成し、今後周辺環境に生活環境保全上の支障が生じることがなくなったことを広く周知するため、原状回復宣言の発出をお諮りするものであります。参考までに右頁囲みの4つ目でございますが、二戸市さんからの要望事項の抜粋ということで、実施計画の変更時に御意見を伺ったものですが、この要望の中にも広く県民に安全宣言を広報・周知していただくよう要望します、とございますので御紹介します。

2の新たな検討の場についてですが、現在実施しております高校生への出前授業を含めました今後の事案伝承のあり方を検討すること、来年度発行を予定しております記録誌について検討すること、更に跡地が利活用可能な土地であることや、植樹など地元から出されている意見を広く周知するとともに、令和7年度以降に予定しております現場跡地の公売に向けて、跡地のポテンシャル、新たな利活用方法の可能性などについて議論することを目的とした新たな検討の場を県が来年度設置する予定としております。検討いただくメンバーに関しては、現ワーキンググループメンバーとご相談したうえで、来年度当初にも決定したいと考えております。なお、これまで検討頂きました原状回復対策協議会、汚染土壌対策技術検討委員会及びワーキンググループにつきましては、2月4日に予定している「原状回復宣言」を受け、産廃特措法が失効する今年度末をもって廃止させて頂きたいこともお諮りするものでございます。以上です。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。当初から言われてきたように、撤去し浄化してこれで終わりということでは、この250億円の税金、そして多くの労をかけてきた意味がまったく無くなってしまいます。本来、この不法投棄は首都圏からのごみという、ある意味では被害であります。便利な暮らしや飽食の付けなど、地元の私達もわずかとはいえその一端には責任があることです。この教訓というよりは新たな持続可能な社会にどう転換していくか、それを目指した形の事業に進展・評価させなければいけないと言われてきました。この「終了宣言」のあとにこの跡地をどう活用するか、あるいは教訓をどう生かしていくか、忘れ去られないようにモニュメントを造るとか多くの記録を残していくだとか、他の事業についても具体的に進めていく必要があると痛感しております。そのために新たな体制を構築する提案です。特措法が終了することで現状の原状回復対策協議会、それを基に立ち上げた汚染土壌対策技術検討委員会、ワーキンググループが一旦区切りになります。今後については新たな体制のもとに事業を進めていく提案だと思っております。御質問、御意見頂ければと思います。二戸市長さんいかがでしょうか。

○藤原委員

いろいろ長い間ありがとうございました。委員長が仰ったように一つの区切りでございます。特措法を契機とした区切りとしてはこれで良いと思っております。

私が平成30年1月の会議の際に要望したことを取り上げていただきありがとうございます。

す。一つ疑問に残るのが、安全宣言の時期が今の時期で良いのかです。青森県側がまだ終了していないということで、先日、三村知事が財務大臣に要請されまして、環境省から要請がきている事に関しては配慮するということでした。岩手県側だけで安全宣言ができるのか、今の時期なのかという疑問が残ります。青森県側は5年間の中で特措法が切れても予算措置をお願いしながら、ジオキサンなどの回復を図っていくなど事案が残っている中、岩手県側は土壌についても大丈夫ということですが、一体となった時に安全宣言はどうかかなと思います。青森県側もジオキサンが出なくなったというのであれば、この一帯の土地については安全だと言えますが、環境省に要請している時に岩手県側は終わりましたというのはどうかかなと思います。時期的な問題があると思います。終わったのであれば浄化作業、地形整形の終了報告会などはできると思います。宣言までできるのかについては配慮して頂ければと思います。

今後の検討については、岩手県側は250億、青森県側は450億で合わせて700億を超えるような事案が発生して、土壌が綺麗になりました、草が生えてきました、それ終わりですとなれば何が残るのかなという事が問われてくると思います。今までの御意見等を踏まえて、私共も議会にかけたり様々な事を行っていかねばなりません、例えばモニュメントを造ったり、県境産廃を勉強したいという人が出てくるのであれば資料などを整理して、市民が勉強できる場を作っていかなければならないのかというの、私個人の意見であります。最初の頃に跡地を県が持つのか市が持つのかと話がありましたが、これからその事についてはお互いの議会等で検討していかなければと思います。そのような課題が残っていると思います。安全宣言の時期と事案に対して後世に伝える為にはどうしたら良いのか、跡地を回復させながら県で協議している水素等様々なエネルギーの部分で原状回復宣言が早くできれば良いなと思います。

○齋藤委員長

ありがとうございます。青森県の状況ということですが、事務局から何かあればお願いします。

○佐々木室長

市長さんから、安全宣言と原状回復宣言について御意見賜ったことに対してですが、このことについては20数年取組んできたことと、青森県も一生懸命取組んでいる状況は我々も理解しておりますが、両県別々の現場だということで国から実施計画を分けられ取組んできました。岩手県サイドは終了しました事を皆さんに広報するかたちで、「原状回復宣言」はどうかという提案でございます。こういったかたちが県民には分かりやすいのではという案でございます。これからの事案伝承などについては、新しい検討の場で引き続き二戸市さんの御協力も得ながら検討していきたいと考えております。

○齋藤委員長

田子町長さんどうでしょう。

○山本委員

市長さんが仰ることもごもっともだと思いながら聞いておりましたが、遮水壁で分けられて現場としてみれば違う方針で進めてきたというのがございますので、岩手県側のこれまでの努力というのはどのように表現すべきなのかと考えますと、原状回復宣言等々含めまして、しっかりと県民にお知らせする必要があると思っております。青森県側も努力をしているところであり、もう少し時間がかかりそうなことは残念なことです、この延長していただいた5年間で終わられるように期待しております。田子町ではこれまで県でアップしている様々な情報についてはパソコン等で見られるように、図書館に設置しております。現場から一番近い公民館にはこれまでの水質浄化のパネル等々を置いておきまして、現場近くで見られるアーカイブ的な内容として取り組んでおります。小学校4年生を対象に現場の方でこういう事がありましたので、皆さんもしっかりと考えて意識してくださいと環境教育の一環として取り組んでおります。

これだけのお金をかけて私達が何を学んだのかは我々に課せられた大きな命題でもあると思っておりますので、二戸市さんと協力しながらこの教訓をどのように活かしていくのかを相談しながら進めていきたいと思っております。そういう面では二戸市さん側の広大な面積をどう活用していくのかは我々も興味があるところですが、青森県側は斜面が多いので、中々産業振興等々には難しいかなと考えております。考え方が違う方向で進めて参りましたが、一つの現場であることは変わりがないことから、これからの歩みにつきましては、地元として二戸市さんとしっかりと協力して進めて参りたいと考えております。

○齋藤委員長

ありがとうございます。現場は一つであって本来ならばこの事業が全て完了して「安全宣言」が一番望ましいことだと思います。ただ、残念ながら両県の現場の事情が違うという事で、国もそれぞれの地域ごとに支援していただきました。特措法の期限ということであればはじめをつける必要があると思っております。今日、原状回復対策協議会で浄化は終了したということでの御了解を頂きました。撤去についても御了解を頂いておりますので、2月4日は安全という言葉はともかく、廃棄物の撤去それから浄化の作業が完了したことを一つの区切りにするのがよろしいかと思っております。

市長さんが仰っていただきましたが、県がここまで地元の意向をくみ、住民の方々の意思を重要視してこの協議会の方針のもとに撤去作業や浄化作業をしていただきました。大変だったと思っております。豊島のように県庁と住民が血みどろの戦いだったということもなく進んで参りましたが、地元二戸市もこの事業についてそれなりにどう後世に活かすかという具体的な対応を図っていく必要があると考えます。個人的にはこの広大な土地全部ではありませんが、必要などころは二戸市が取得して、モニュメントや子供達が集まって学べるようなエリアは必要だと思いますし、文化会館等にこの廃棄物についてもそれなりの経過を説明して市民に啓発するような場所にするなど工夫は地元としても必要ではないかと申し上げさせていただきます。具体的にお金も市民、議会の御了承も得るという事で、今ここで語れるわけにはいかない事で市長さんがそんな方向で模索していただけるのは有難いこと

だと感じております。地元住民として生田委員いかがでしょうか。

○生田委員

現場をどうしようということで跡地利用のことについては今までいろいろと考えてきましたけれども、中々本当に難しいところであります。場所的にも離れたところですので住民が集うのも難しいです。だからといってあの場所に何かを建てるのも難しいと思います。今日、広大な跡地を見て、運動場ぐらいしか考えられないかなと思ったりしました。あの土地に252億円ものお金を使ってしまって、みんなが苦勞してごみを片付けたり、水や土を浄化したりして何も無いというのもどうかと思います。さっき市長が仰ったように、何かそこにこのような事案があったことが分かるものが建っていた方が良いのかどうか、その辺を市長とお話をしながら考えていかなきゃならないと思っております。資料的な物はシビックセンターなり、どこか市民が集まって見て考える場所が必要だと考えます。出前授業は高校生対象ですから、そこだけではなくもう少し広い範囲に考えていくと、そのような場所が欲しいと考えております。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。

簡単にすぐこれが適切な事業というのは難しいと思いますが、大きな課題ですのでぜひ協議してほしいと思います。ある面では二戸市が主体的に様々企画し動いてもらう事も当然出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に御意見あればお願ひします。リモートの委員の方々いかがでしょうか。中澤委員どうでしょうか。

○中澤委員

協議会等のあり方についてでしょうか。

○齋藤委員長

宣言とあり方どちらでも。事務局からの御提言、市長からのお話について御意見あればお願ひします。

○中澤委員

新たな検討の場の設置を予定しているとありますが、実際にこの内容については協議会等では議論せずに県が検討して設置をするということで、どのように県民に周知されますか。

もう一つ、水質アドバイザーを設置という事ですが、万が一地下水のジオキサン濃度が上昇傾向にあった場合、どのような措置を取られるのか今後どういうプロセスで進むのでしょうか。次回の協議会開催までにそういうことが決まって、それを協議会に諮るといふことでしょうか。

○齋藤委員長

事務局お願ひします。

○佐々木室長

新しい検討の場に関して、生田委員からも高校生の出前授業だけでも良いのかという意見もありましたが、事案伝承のあり方、どうすれば後世に教訓を伝えられるのかの検討ですとか、跡地利用についても御意見がワーキングから出ておりますが、それを更にどう進めていくのか。今日、皆さんが御覧になったとおり跡地利用ができる土地になりました。利活用できそうな土地になりましたという事を県民や事業者の皆様にお知らせしていきながら、さまざまな案を御提供いただくことも出てくると思います。跡地利活用への更なる意見ですとか、取り組みを新しい検討の場でできるのかと思いますし、そういった結果を県として情報発信していくことで、新たなステージの検討結果をお示ししていきたいと考えております。

ジオキサンの濃度が上昇したらどうするかは、これまでの対策としては濃度が高い所を浄化した後、2年程度水質が安定して環境基準を満たしている状況ですので、かなり精度高く基準はクリアできているものと考えております。ただ、先程中澤委員からも御質問があったとおり、イー9では環境基準よりも下回って検出されているところがございます。基準超過が万が一あった場合は、事案をよく知ってらっしゃる水質アドバイザーと相談しつつ様々検討していきたいと考えております。

○齋藤委員長

次回の協議会、終わる前にこういう組織ができましたということを県として出せるのかどうか。協議会の中ではこれについて県にお任せしますというかたちになるのかどうかの一つあると思います。中澤委員、協議会は特措法の終了で解散になりますが、あとの協議はこのようなかたちでというのが提示されれば、より安心だということかなと受け取ったのですが、違いますか。

○中澤委員

はい。協議会や専門委員会などみたいに設置要綱は作る必要ないのかもしれませんが、ある程度は目的や環境基準超過時の対応プロセスなどについて、予め協議会に説明したほうが安心感醸成につながると思います。

○齋藤委員長

きちんとした組織になるかどうかはわかりませんが、このようなかたちで次の検討を行っていくという骨子があれば、是非示していただきたいと私も思います。そうすれば安心ではないかと。その時には二戸市さんも地元として中心的な役割を果たさなければいけないと思いますので、然るべき立場の人を推薦して入ってもらうような形を、次の協議会でこんな方向で進めることになるというのを示されれば、皆さん安心かなと思います。その方向で御尽力いただければ有難いと思います。

水質アドバイザーについては、2年間、基準超過することはないと思いますが、起きた時に具体的にどのような手順をとるかについては、その時の状況次第で判断する必要があります。委員長が責任を持ってそれをやってと言われても、その時に何ができるかという対応について我々だけで適切な判断ができるとは思いません。その時に私は土壌専門委員会と

地元委員の方には招集をかけるなど、どういう対応を取れば良いのか、何か具体的な対策として手を打たなきゃならないのか、その辺りの事は専門家の方の意見も聞いて実施するというようなかたちを取っていくしかないかと考えております。今どのようなかたちでどの組織を残すというのは中々決め打ちできないと感じております。中澤委員いかがでしょうか。

○中澤委員

ある程度細かな内容については次回の協議会で御提案いただければ有難いと思います。

○齋藤委員長

できるだけ具体化、これからの2ヵ月で体制の取り方について御検討いただいて、できればこういう方向で、協議会としても是非という形で了承をして終わらせることができれば有難いと思っています。颯田委員いかがですか。他に何かありませんか。

○颯田委員

はい。事務局の提案については特に異議は無いんですけども、せっかく御指名頂きましたので、年内完了のところの一つ確認させていただきたいです。地形整形が終わった後に南調整池と北調整池の浚渫、いわゆる掃除をすると約束していただきましたが、既に終わったのか行く予定なのか確認だけしてよろしいでしょうか。

○齋藤委員長

いかがでしょうか。

○田村課長

はい。南調整池につきましては、先週、浚渫作業を終了しております。また、渇水期に北調整池を確認したところ、浚渫すべき土砂がほとんどないことを現認しておりますので、北調整池につきましては浚渫作業を行っておりません。以上です。

○颯田委員

はい。わかりました。ありがとうございます。完了ということで最後に掃除がちゃんとできているかを確認させていただきました。

○齋藤委員長

笹尾委員はいかがでしょうか。

○笹尾委員

基本的には事務局からの提案に賛成しています。

一つ目の「原状回復宣言」については、確かに二戸市長さんの仰ることもわかりますが、これまでの経緯を見れば、岩手県がまず先に「原状回復宣言」をするというのは妥当なところかなと考えております。

二つ目の今後の協議会のあり方については、万が一何かトラブルがあった場合の状況が今後新たにできる地元住民を主としたワーキングに逐一伝わるような体制、つまり水質アドバイザーの方と県と地元住民がどういう形であれ、相互に情報交換や情報共有ができるようなかたちになっていけば良いのではないかと思います。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。高嶋委員は何かございますか。

○高嶋委員

はい、特に宣言について意見がございます。宣言の内容がおそらく議論の対象になるかと思えます。文言が、現状では最小限の事が書かれているので、次回具体的にどういう文言にするか注目したいと思っております。特に私が気になっているのは、最低限の内容は汚染土壌、地下水対策が終了し、周辺環境生活環境保全上の支障が生じることがない。これが最低限の話ではありますけれども、安心感あるいは安心安全についてだけではなく、残された課題は青森県も含み残っており、それに加えて跡地の話もあるのでどういうメッセージを宣言の中に組み込むかは相当苦勞するのではないかと思います。また、地元それから県だけがこの宣言のあて先になるかというところではなく、おそらく全国ということになるかと思っておりますので、そのメッセージ性が非常に大事になると思います。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。どこまでの対象でどこにウエイトを置いて出すメッセージかということについて、様々意見があろうかと思います。高嶋委員が思う全国的なメッセージというのは、岩手県側が終わったという話ではなく、県境不法投棄の原状回復というのが一体化して終わったという動きでなければ、全国的な発信は難しいのかなという気もします。これから協議したいと思っておりますので、最低限度の土壌浄化、撤去という一つの事業が完了しましたということを中心に、残りの文言は県にも検討いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高嶋委員

結構です。

○齋藤委員長

そのほか、この件に関して御意見、橋本副委員長どうですか。

○橋本委員

ワーキングのことで、協議会の下にワーキンググループができたのは2014年です。最初、事案の教訓をどう伝えるのかということと、跡地の環境再生をどうするのかという二つの事項に関わっていました。2014年に発足して、4年くらいかけて協議会、ワーキンググループの委員、フォーラムを開いて実に多くの方から様々な意見を頂きました。それを材料にして整理をして、森林再生、お花畑、イベント、エネルギーという4つの項目を掲げて案を作ってきました。実際もう少し現実的な問題として進めてみる段階で、大前提となっているのが中央部分のところをエネルギー関連の企業さんなりに買い取ってもらうということであり、公売にかけなくてはならないということで、それと関わって当初の要望する4項目の土地利用をうまく擦り合わせていくのかという問題が非常にワーキングのメンバーの中でも苦勞したところでした。

それ以降も様々な可能性を探ってきて、その中で緑化関係の事業を行っている方や太陽

光エネルギーについての可能性とか、その中で最近出て来たのが県民計画とも関わって県で大きな11のプロジェクトを掲げている水素のエネルギーを利用していく事業案を進めてきて本日に至り、ワーキングの作業・検討が終了する段階に達しているところです。

もう一つ、教訓を伝えるという意味では、ワーキングで様々な話し合いをしており、県の方でも事案の風化を防ぐということで、若い世代にどう伝えるかと高校生への出前授業も定着しております。環境フェスティバルのなかで中学生や小学校高学年を対象に着実に伝えていくことも定着してきています。記録誌についても膨大な資料がありますが、分かりやすいかたちで工夫して作ろうと進めてきております。二戸市長さんも御心配されておりましたが、具体的な事を詰めてきておりますので、これからはワーキングが作った検討案を土台にして、二戸市の環境団体や市民のネットワークみたいなところで関心を持って活動している方に引き継いでもらえればということで、市に御支援いただければ有難いなとワーキングとして思っています。

○齋藤委員長

委員の方々が御苦勞をされて検討いただきながら、様々な壁があって具体化しなかったという原因があると思います。

ここで伺っても仕方ないですが、県が公売にかけるのが法的なやり方であるという前提が壁になっているかなという気もします。こういう形で活用する人でなければ売れませんという制約をかけると、中々手が挙がらない。だからといって、全くこの事案の意味を強調するような形でない、民間の人が自由に使うと言ったら、それを止めることができるのかとか、いろいろと考えなければならぬと思います。極端な話、このような場所なので公売にかけても誰も手が挙がらないかもしれないと思ったりします。そうであれば二戸市や県で何か公的な対応の仕方があり得るのかどうか、そういう事も詰めておかないと先の検討の壁になってしまうのではないかという気がいたします。これは事務局がお答えできる範疇を超えておりますが、何かコメントがあればお願いします。

○佐々木室長

はい、様々な御意見ありがとうございます。

跡地利活用につきましては、ワーキングで長い間御検討いただき、色んな考え方を示していただきました。今日、現場で見ていただいたとおり、こういう土地になったよというのをようやく示すことができました。どうレベルアップしていくかという御意見もあるでしょうし、違う御意見もあると思いますので、先程も少し申し上げましたが跡地利活用ができる土地になったというのを広く皆さんに見ていただく、知っていただく広報をするということでワーキングや協議会で検討された内容を一步、公売という制約はありますがどう近づけていくかという課題だと思います。そのような事を新しい検討の場で一緒に検討できればと考えております。

○齋藤委員長

同様に県として次の扱いをそのようなかたちに持って行くためには、広く周知をする作

業も必要だと思えます。県が、こうした土地をこういう意味の事に活用してもらい、それを是非応募してほしいというやり方を積極的にしていかなないと、民間の方の知恵も出てこないと思えます。

個人的には、県民の税金を使ってこれだけの土地にお金をかけたのですから、いくらかでも売って資金を回収したいという気持ちもわかりますが、この土地が一体いくら価値で買い取ってくれる人がいるのでしょうか。これだけのお金をかけて雀の涙のお金を回収する為に公売を行って、県民にとってプラスになるのか。少ないお金を回収することよりは、如何に後世に活用するという方が価値が大きいという判断もあると思えます。それが法的に可能かどうかというのは、県の首脳部と、ある面では考え方で検討していただくしかないかと思えます。そういう課題も残ったままで、新しい検討の場で次の検討をしてくださいと言ってもまた進まない要素もあると思えます。県としてもそこに関わっていくという体制で新しい検討の場を作らないと、糸が切れた凧のようにただただ空回りして終わってしまいそうな危惧も感じます。その辺も制度として作っていただきたい。

今までは協議会の下にありましたので、県が事務局を行っている中でのワーキングでした。今回、新しい検討の場は、県とどのようなかたちで密接に繋がるかどうかというあたり。切れてしまえばよそ任せで先に進まないということにもなりかねませんので、そこは御検討いただきたいと思うところです。

○福田部長

委員長が御指摘のとおり、法令によりまして我々としての可動域と申しますか、それがかなり狭くなっている部分もございます。法令を前提としながら、我々としてどういう事ができるのか、周知も含めて出来る事が様々あると思えますので、そういった事を果たして参りたいと考えております。

○齋藤委員長

ありがとうございます。つい行政は、これがあるのでできないという理由は結構たくさん探すのですが、どうしたら出来るのかという視点での検討というか、それがないと事は進まないと思えますので、どうかよしなをお願いしたいと申し上げておきたいと思えます。

今後のあり方について、これと提示して固定するのは難しいかと思えますが、次回の協議会では具体的な方針で皆さんが安心できるような方向性を出していただければ有難いと思えますので、よろしく願います。

それでは次に（３）その他として何かございますか。よろしいですか。

次回の87回が最後になります。先程の「安全宣言」はともかくとして、岩手県側としての事業が終了したというかたちになりますので、御苦労をおかけした土壌委員会やワーキンググループの委員の方々にも、最後この会場にお越しいただける方には御参加いただく方向で御案内したいと思います、いかがでしょうか。

（異議なしのお声）

○齋藤委員長

ありがとうございます。それでは、事務局には次回の87回開催の御案内等お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○佐々木室長

わかりました。

○齋藤委員長

それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

○伊藤主事

齋藤委員長、長時間の議事進行ありがとうございました。4 その他でございますが、次回は令和5年2月4日土曜日の開催予定としております。近くなりましたら改めてご連絡いたしますが、日程の確保についてよろしくお願いいたします。

○齋藤委員長

すみません。いつもオブザーバーで参加している藤田さん、ここまで長年お付き合いいただいてコメント頂ければ、お願いします。

○藤田オブザーバー

産廃振興財団の藤田でございます。私も平成19年頃から現場を見て、協議会にも出席させて頂きました。今日、現場には行けませんでした。11月1日に環境省業務で現場を見させて頂きまして、随分変わったなという印象を持ちました。広いんだなという印象も持ちまして、何かに利用できないかなとも思っているところでございます。現地で御説明を受けたり、ヒアリングしたなかで、今日御説明があったとおり岩手県さんは土壌にしても地下水にしても環境基準を満足しているという報告を受けていたところでした。

先程議論されていた「原状回復宣言」については、岩手県の産廃特措法の事業が終了するというので、そういうかたちで事業の終了宣言をされるというのがよろしいかと考えております。二戸市長さんが仰った、青森県さんが事業を完了してないのではというところについては、青森県さんの原状回復が終了した時に両県でこの県境の事案が「安全宣言」を出せるというかたちで、考えられてはどうかかなというのが、私の個人的な思いでございます。

今後のあり方については、様々議論されたことを岩手県さんが踏まえて検討して頂ければと思います。一点だけお願いがありまして、せっかく協議会の下にワーキンググループが検討されたんですけれども、今回土壌委員会からは評価という事で報告がありましたが、今までワーキンググループで議論した結果については今回の協議会で御報告がなかったのが残念です。最終の87回の時に要約にはなるかと思いますが、こういう検討をしてきましたので来年度以降はこれを踏まえて様々な形で検討を続けていく、といった報告があったら良いのかなと感じました。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。

○伊藤主事

本日は、委員の皆さま、貴重な御意見御提言をお示しくださり、大変ありがとうございました。以上をもちまして、第86回原状回復対策協議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。